

班長の仕事

1. 町会規約第 20 条

班長は会の運営、事業の遂行が円滑に行えるよう本部に協力するものとする。班長事故有るときは、副班長は班長の残存期間とする。

規約は上記ですが運営、事業は大別して次のとおりです。

- (1) 広報に関すること（市行政の周知伝達、文書等配布を含む）
- (2) 衛生に関すること
- (3) 防火に関すること
- (4) 防災に関すること
- (5) 防犯に関すること
- (6) 交通に関すること
- (7) 文化に関すること
- (8) 福祉に関すること
- (9) その他、会の目的達成に必要な事項。

2. 仕事の具体的内容

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 班長会議への出席（年 4 ～ 5 回） | |
| (2) 町会費の徴収と納入 | |
| (3) 回覧文書・町会だより等の回覧配布 | |
| (4) 会員の転入・転出の報告 | 届け出先：町会長 |
| (5) 街灯の新設・修理の依頼 | 届け出先：町会長 |
| (6) 犯罪・災害・火災事故等の報告 | 届け出先：町会長 |
| (7) 盆踊り大会・親睦餅つき大会等の協力 | |
| (8) その他町会運営に必要なもの | |